

日本臨床工学技士連盟『団体会員』登録手続きについて

都道府県技士会

担当者各位

日頃より大変お世話になっております。日本臨床工学技士連盟事務局長の宮本です。

日本臨床工学技士連盟では、診療報酬への臨床工学技士の明文化をはじめ、臨床工学技士の地位向上、待遇改善などを国会に届けるための活動を積極的に行っております。

しかし、連盟会員（賛同者）の数が少ないため、臨床工学技士会全体の要望として力強く訴えることが難しいのが現状です。そこで、会員増加の一つの壁である、会費が高いというご意見に対し、当連盟では団体会員を作り、年会費を500円に大幅に割引くプランを立案いたしました。

この度、連盟団体会員の登録手続き代行についてまとめましたので、ご協力をお願いいたします。団体会員に関するご質問は、いつでもお気軽に事務局までお問い合わせください。

今後とも、日本臨床工学技士連盟へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

日本臨床工学技士連盟

事務局長 宮本 直

団体会員手続き代行について

下記の手続きについて代行していただきたく、お願い申し上げます。

- 手続き内容：

1. 各都道府県技士会会員に連盟参加の可否を確認する。
2. 会員に連盟参加の確認後、登録申し込みフォームから下記の内容登録を行う。
 - (1) 都道府県技士会名
 - (2) 連盟に加入する人数
 - (3) 会員名簿提出予定日
 - (4) 会費振り込み予定日
3. 会員名簿（会員登録用シートは連盟事務局より配布）を連盟に提出する。

※各都道府県技士会における連盟名簿管理担当者の選定は一任いたします。

 - (1) 必須項目：①氏名、②住所（勤務地住所または自宅住所）
※広報誌などが届いても差し支えない住所で登録ください。
 - (2) 任意項目：①電話番号、②メールアドレス
4. 代行徴収した年会費を日本臨床工学技士連盟口座に振り込む。

補足事項

・入退会について

- ① 団体会員の登録は12月末までとし、入会日は翌年1月1日とします。
- ② 会員資格は入会から1年間とし、退会の申し出があった場合は12月31日付で退会処理され翌年1月1日から会員資格を喪失します。
- ③ 団体会員の退会の申し出は都道府県技士会とします。

・年会費について

- ① 代行徴収した年会費の振込手数料は連盟で支払います。
- ② 領収書が必要な方には連盟から発行します。

・広報誌について

- ① 連盟では年2回の広報誌を発行していますが、団体会費内では各個人への配送料を賄えませんが、都道府県技士会事務局へ送付させていただきます。技士会からのたよりなどに同封して会員へ送付させていただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- ② 必要性が高まるようでしたら電子化も検討しますが、現在のところは冊子のみとなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

・申し込みフォームについて

- ① 申し込みフォームのURL、会員登録用シートは都道府県事務局宛にメールで送付いたします。
※毎年11月末頃を予定しております。

その他、ご質問やご意見ご要望がありましたら下記までお問い合わせください。

✉ : info@ce-renmei.gr.jp